

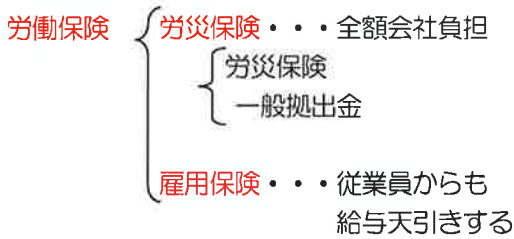
TOPIC

労働保険料の計算について

■3月ということで、年度末を迎えました。来月から新年度なので、労働保険の年度更新を取り上げてみたいと思います。

■「年度更新」というのは、**労働保険料を計算**する業務をいい、毎年4～5月（申告自体は7月）にかけて行います。

■まず、基本的なことからですが、労働保険とは、以下のような構成になっています。



■「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」の略で、仕事上・仕事上、通勤でのケガ・病気などを補償してくれる保険です。

■「一般拠出金」とは、石綿（アスベスト）被害者の救済のための保険です。

■「雇用保険」とは、一般的には失業給付をしてもらえる保険です。（その他、教育訓練とか、再就職とか、育児介護給付・高齢継続給付、更には助成金にも使われます。）

■申告・納付の仕方ですが、以下のようなことを行います。

- ①保険料の確定・・・前年4月～本年3月の給与と賞与合計額を基に労働保険料（B）を決める
- ②過不足の決定・・・前年度納めた保険料（A）と比べて、足りない額か納めすぎ額（C）を出す
- ③概算の保険料・・・本年度の保険料を予定（D）して、過不足額も含めて、納める

■具体例を挙げてみましょう。

- ・前年度予想で納めた保険料・・・150円
- ・実際の給与・賞与で計算した確定保険料
・・・120円

だとします。

■前年納めた保険料150円（A）に対して、実際計算したら120円（B）だったので、

$$150円(A) - 120円(B) = 30円(C)$$

ですから、前年分は30円納め過ぎ（C）たことになります。

■今年度は予定で120円（D）です。

これは、確定と概算は、料率変更や給与額が極端に上下するだろうという場合以外は、同額とするからです。

■これを3回に分けて納めます。

第1期（5月）・・・

$$120円(D) \div 3 - 30円(C) = 10円$$

第2期（9月）・・・

$$120円(D) \div 3 = 40円$$

第3期（12月）・・・

$$120円(D) \div 3 = 40円$$

と、なります。

■ただし、3回に分けて収めることができるのは、当諏訪労務管理センターのような、“労働保険事務組合”に労働保険の事務を委託している場合か、または概算保険料の額（D）が年額40万円以上（労災保険か雇用保険のどちらか一方だけ加入の場合は20万円）の場合のみです。

■また、建設業以外は給与賞与合計額を基に労働保険料を算定しますが、建設業は基になるものが違います。（その他、業種によっては取り扱いが違う場合があります。）

■建設業でも、建設現場の労災の保険料については、基になるのは「元請工事の完成工事高」です。

■これに、建築、既設、土木等のその他など、工事事業の種類ごとに決まっている労務比率と労災料率を掛けて労災保険料を計算します。

■最後に、今年度の年度更新事務のスケジュールです。

▽労働保険申告 7月10日

▽第1期分納付 7月14日引落
↓
9月7日納付

▽第2期分納付 10月22日引落
↓
11月16日納付

▽第3期分納付 28年1月25日引落
↓
2月15日納付
(それぞれ改めて連絡します。)

大事なお知らせ

1. 労働保険料について

先月号でもお知らせしましたが、労働保険料第3期分が2月16日に納付されました。今回もご協力いただき、誠にありがとうございました。

また、残念ながら未納付となってしまった労働保険料には延滞金がついてしまいますので、集金ができ次第納付します。

宜しくお願い致します。

2. 労働保険年度更新について

今月の「TOPIC」でも取り上げましたが、4月には、労働保険料計算のため、賃金、工事高の集計をしたいと思えます。

つきましては、毎年のお願いで恐縮ですが、以下のものが必要となります。

- ① 賃金台帳(賞与含む)
(平成26年4月～平成27年3月支給分)
(パート、アルバイトも含む全員分)
- ② 完成工事のことがわかるもの(建設業のみ)
工事名・工事期間・完成工事高
(平成26年4月～平成27年3月に完成した、
元請けの工事について)

改めて連絡いたしますので、準備方宜しくお願い致します。

3. 健康保険、介護保険の料率について

例年ですと、3月分の健康保険料・介護保険料から料率に変更になりますが、今年は、4月分(5月控除)から変更になります。

▽健康保険料(長野県)(全国最低率・富山県と同)
9.85% → 9.91% (0.06%アップ)

▽介護保険料(全国一律)
1.72% → 1.58% (0.14%ダウン)

他都道府県は料率が違います。

また、健康保険組合は、3月から変更になる組合もあるようです。ご注意ください。

4. 労災共済について

労働保険事務組合に労働保険の事務委託をされますと、**労災保険の上乗せ**として、労災共済に入ることができます。

今まで加入していただいているお客様については今年度もお願いしたいところですが、未加入のお客様につきましても、新年度を機に是非ご加入ください。

加入することで、**休業補償が100%**になったり、死亡・障害が手厚くなります。民間の損害保険等より、(おそらく)割安だと思えます。

年度更新の際、お勧めいたしますので、ご検討下さい。

(あとがき)

いよいよ労働基準法改正案の要綱が出ましたね。施行は来年の4月(一部は平成31年)ですが、労使ともかなり影響がありそうな内容です。

違反者が増えたり悪質になってくると、より厳しくなったりと細かくややこしくなったりしてきます。

やはり法律は法律で、守ることで自分たちの首を締めると言う事態にならない、という一面もあるのではないかと思います。(キムラ)

〒392-0022 諏訪市高島3-1201-90

宮坂社会保険労務士事務所

労働保険事務組合 諏訪労務管理センター

Tel 52-2444 Fax 52-6466

E-mail:

hiroka.miyasaka@ni-sawaka-ikei.jp

このほっとレターは、当事務所・センターとご縁のあった方にお送りしています。

しゃろうし みやさかの
ひとりごと

まんじゅう かいたくたん
= 満蒙開拓団 =



先日 阿智村へ来た「満蒙開拓平和館」
に 行って きました。

今から 70 年も前 戦争中、淑母さんが 満州
で 自決したと 母から 聞かされて いたので
興味を 持ちました。

自決のしかたは 妻、子ども 4 人を 集めて かつおせ
刺のう 弾で 爆死したと いうのです。

そのおじさんは 生きて 日本へ 帰ってきて
又 他人と 結婚したのです。

おんて ひよい ことを 亡くした 淑母は
死ぬい 人でも 頭も 気だても おかたは 母は
言っていました。

写真を見たときは うれしかったが 今うちは
うれしませんでした。お前は 生れるより 前に
死んで いたのですから。

戦争も 終わりに 国策として 今の 中国の
東北部に 満州 という 国を 作り 多くの
日本人を 移住させて いたのです。

日本中 食料が 乏しく なっていて 満州へ
いけば 広い 田畑が 自分のものである
と 夢のような ことを 言って 多量の
人が 満州へ 渡ったのです。

そこでは 各地から 集った 人同志で
村を 作り 暮らしていたそうです。小学生などは
朝礼のとき 日本天皇陛下の 宮城の方を
むいて 頭を 上げていました。

ところが 日本が 戦争に 負けると 日本軍は
自分の 家族は いち早く 日本へ 帰国させ
自分たちも 南下していたそうです。

何も 知らず 残された 一般の 村人たちは
おとうへ、連軍は せめて 連れて 男は
シベリヤ 送り。

おと 逃げて きた 人々も 病氣や 飢えて
半分 近い 人が 死んで 路傍に 捨てられて
きたと いうこと。

おと 重い 話ですが 今の この 平和の
日本を 孫子に わたすために 忘れたいで
ほしい ことと 思います。

文旦 じょう

さわやかな 味の 文旦が 工左から
1 箱 届きました。

皮をむくと 中身は ころもろに なります。
他の みかんとは 又 ちがう さわやか 味です。

皮は 細切りにして 10 分ずつ 3 回ゆでて
砂糖で 煮て ツルみに しました。

上品な 味です。
スプーンで ためしてみても 下い

